

<p>国会</p> <hr/> <p>法律番号：57/2014/QH13</p>	<p>ベトナム社会主義共和国</p> <p>独立・自由・幸福</p> <hr/>
--	--

## 国会組織法

### (改正)

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、  
国会は国会組織法を公布する。

#### 第1章

##### 国会の位置づけ・機能・役割・権限

###### 第1条 国会の位置づけ・機能

1. 国会は、人民の最高の代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家権力機関である。
2. 国会は、制憲権、立法権を行使し、国の重要な各問題を決定し、国家の活動に対する最高の監察を行う。

###### 第2条 国会の任期

1. 国会の各期の任期は5年、当該期の国会の第一回会期の開会日から次期の国会の第一回会期の開会日までである。
2. 国会任期満了の60日前に、新期の国会の選出を終えなければならない。
3. 特別な場合に、国会議員総数の少なくとも3分の2の賛成の表決を得たとき、国会は、国会常務委員会の提案に基づき、自己の任期の短縮または延長を決定する。一期の国会の任期延長は、戦争中の場合を除き、12ヶ月を超えてはならない。

###### 第3条 国会運営の原則と効率

1. 国会は、会議形式で行われ多数決で決定する。
2. 国会の運営は、国会の各会期、国会常務委員会・民族評議会・国会の各委員会・国会の各議員団・国会議員、及び国家主席・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線中央委員会並びにその他の機関・組織との協力によって効率が確保される。

#### 第4条 憲法制定及び憲法改正

1. 国家主席、国会常務委員会、政府または国会議員の総数の少なくとも3分の1は、憲法制定或いは憲法改正についての検討・決定を国会に要請する権利を有する。

国会は、国会議員の総数の少なくとも3分の2が賛成の表決をしたとき、憲法制定・憲法改正を決定する。

2. 国会は憲法草案委員会を設立する。

憲法草案委員会の構成・構成員の数・任務及び権限は、国会が国会常務委員会の要請に基づき決定する。

3. 憲法草案委員会は、憲法草案を編纂し、人民の意見聴取を行い、国会に憲法草案を上程する。

4. 国会は、国会議員の総数の少なくとも3分の2が賛成の表決をしたとき憲法を採択する。国会は本法第19条1項で定める場合において憲法について住民投票を決定する。

#### 第5条 法律政令及び法律改正

1. 国会は国会常務委員会の要請に基づき、法律・国会常務委員会令の制定計画を決定する。

2. 法案は国会に上程される前に、民族評議会または国会の委員会によって審査され、国会常務委員会の意見を得なければならない。

3. 国会は法案の内容に基づき、国会の一つ或いは複数の会合において法案について議論、検討し採択する。

#### 第6条 国会の最高監察

1. 国会は、憲法、法律及び国会の決議の遵守に対し最高の監察を行う。

2. 国会は、国家主席、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査及び国会によって設立されるその他の機関の活動に対して最高の監察を行う。

#### 第7条 経済・社会に関する重要問題の決定

1. 国会は、国家の長期及び毎年度の経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務、国家目標プログラム・国家重要プロジェクトの投資方針を決定する。

2. 国会は、国家の財政・貨幣に関する基本的な政策を決定し、各種の税を規定・変更または廃止し、中央予算と地方予算との間の各歳入項目及び歳出任務の配分を決定し、国債・公債・政府債の健全性の限界を決定し、国家予算の作成及び中央予算の分配を決定し、国家予算の決算を承認する。

3. 国会は、民族政策、宗教政策、対外に関する基本政策を決定する。

#### 第8条 国家機構における各職名の選出

1. 国会は、国会議長、国会副議長及び国会常務委員会の委員を、国会常務委員会のそれぞれの職名の候補者名簿に基づき国会議員から選出する。

第一回会期において、国会は前期の国会常務委員会の提案に基づき、国会議長・国会副議長・会常務委員会委員を選出する。

2. 国会は国会常務委員会の要請に基づき、国会議員のなかから国家主席を選出する。国会は国会主席の要請に基づき、国会議員の中から国家副主席を選出する。

3. 国会は国会常務委員会の要請に基づき、国会議員の中から民族評議会議長・国会の委員会の委員長を選出する。

4. 国会は国家主席の要請に基づき、国会議員の中から政府首相を選出する。

5. 国会は国家主席の要請に基づき、最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官を選出する。

6. 国会は国会常務委員会の要請に基づき、国家選挙評議会議長・国家会計検査院長官・国会事務総長を選出する。

7. 本条 1 項・2 項・3 項・4 項・5 項で定めた権限のある機関或いは権限のある者によって要請された人々の他、国会常務委員会は、国会議員が立候補或いは候補者をさらに推薦する場合、国会に決定するよう、本条で定められた職名に選出するための候補者名簿を上程する。

8. 選出された後、国家主席、国会議長、政府首相、最高人民裁判所長官は、祖国・人民及び憲法への忠誠を宣誓しなければならない。

#### **第 9 条 国家機構における各職名の承認**

1. 国会は、政府副首相・大臣及び政府のその他構成員の任命についての政府首相の要請を、職務ごとの候補者名簿に基づき承認する。

2. 国会は、最高人民裁判所の裁判官の任命についての最高人民裁判所長官の要請を承認する。

3. 国会は国家主席の要請に基づき、国防安全評議会の構成員の名簿を承認する。

4. 国会は国家選挙評議会議長の提案に基づき、国会選挙評議会の構成員名簿を承認する。

#### **第 10 条 国会によって選出または承認された者の辞職**

1. 国会によって選出または承認された者は、健康またはその他の事由により任務を実施することができない場合には辞職を申請することができる。

2. 辞職申請書は、本法第 8 条の 1 項・2 項・3 項・4 項・5 項・6 項及び第 9 条で定めた、国会が選出または承認するよう推薦する権限のある機関または者に送付される。

#### **第 11 条 国会によって選出または承認された者の解任、罷免、解任・降格要請の承認**

国会は、本法第 8 条及び第 9 条の規定に従い、国会によって選出または承認される職務を有する者を、国会が当該職務に選出または承認するよう推薦する権限を有する機関または者の要請に基づき、解任・罷免或いは解任・降格の提案を承認する。

#### 第 12 条 信任投票実施

1. 国会は、以下の職務を有する者に対し信任投票を実施する。
  - a) 国家主席、国家副主席
  - b) 国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会委員長
  - c) 政府首相、政府副首相、大臣、政府のその他の構成員
  - d) 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官
2. 国会により信任投票される者に対する信任投票実施の期限・時点・手続きは、国会によって規定される。

#### 第 13 条 信任投票

1. 国会は、以下の場合において国家によって選出または承認された者に対して信任投票する。
  - a) 国会常務委員会が提案した場合
  - b) 国会議員総数の少なくとも 20 パーセントから書面による意見がある場合
  - c) 民族評議会または国会の委員会から建議がある場合
  - d) 本法第 12 条の規定に従い信任投票を実施された者が、国会議員総数の 3 分の 2 以上によって低信任と評価された場合
2. 信任投票された者が国会議員総数の過半によって不信任票を投票された場合、辞職申請することができる。辞職しない場合、本法第 8 条の 1 項・2 項・3 項・4 項・5 項・6 項及び第 9 条の規定に従い国会が当該職務に選出または承認するよう紹介する権限を有する機関または者は、国会が国会の信任を得ない者の解任を検討・決定する或いは解任提案を承認するよう上程する責任を負う。

#### 第 14 条 機関の設立・廃止、行政境界の設立・解体・合併・分割・調整の決定

1. 国会は、政府の提案に基づき、政府の省・省同格機関の設立・廃止、省中央直轄都市・特別行政一経済単位の設立・解体・合併・分割、行政境界の調整を決定する。
2. 国会は、憲法及び法律の規定に従いその他の機関の設立・廃止を決定する。

#### 第 15 条 憲法・法律・国会の決議に反する文書の破棄

1. 国会は国会常務委員会の提案に基づき、憲法・法律・国会の決議に反する国家主席・政府・政府首相・最高人民裁判所・最高人民検察院・国会によって設立されるその他の機関の文書を破棄する。

2. 国会は国会主席の提案に基づき、憲法・法律・国会の決議に反する国会常務委員会の文書を破棄する。

#### **第16条 大赦の決定**

国会は国家主席の提案に基づき大赦を検討し、決定する。

#### **第17条 戦争及び平和の問題の決定**

1. 国会は国防安全評議会の提案に基づき、戦争事態を検討し、決定する或いは戦争事態を廃止する。
2. 戦争の場合、国会は国防安全評議会に特別な任務・権限を与えることを検討し、決定する。
3. 国会は緊急事態、国家の国防と安全を確保するためのその他の特別な措置について規定する。

#### **第18条 国際条約の承認、加盟または無効化の決定**

国会は、国家主席の提案に基づき、戦争・平和・国家主権・国際及び地域の重要な組織におけるベトナム社会主義共和国の構成員としての資格に関する国際条約、人権・公民の基本的な権利義務に関する国際条約及び法律・国会の決議に反するその他の国際条約を承認し、加盟或いは無効化を決定する。

#### **第19条 住民投票**

1. 国会は国会常務委員会・国家主席・政府または国会議員の総数の3分の1の提案に基づき、憲法またはその他の重要な問題についての住民投票を決定する。
2. 住民投票の結果は、住民投票を行われた問題に対し決定的な価値を有する。

#### **第20条 意見・建議の総括報告の検討及び全国の有権者の建議の解決**

1. 国会は、ベトナム祖国戦線中央委員会が国会常務委員会と協力し、上程された全国の有権者の意見・建議の総括報告を検討する。
2. 国会は、国会常務委員会によって上程された権限のある国家機関による有権者の建議の解決の監察報告を検討する。
3. 必要な場合、国会は有権者の建議の解決について決議を發布する。
4. 国家機関、関係組織は、有権者の建議について研究・解決・回答し、国会・国会常務委員会に対して当該解決の結果を報告する責任を負う。

## **第2章 国会議員**

### 第 21 条 国会議員の位置づけ、役割

1. 国会議員は、自らが選出される選挙区の国民及び全国の国民の意志、希望を代表する者であり、国民を代わって国会における国家権力を行使する者である。
2. 国会議員は、有権者及び国会に対して、自らの議員としての任務・権限の遂行について責任を負う。
3. 国会議員は、国会の機能、任務及び権限範囲に属する事項の討議・決定にあたり、平等である。

### 第 22 条 国会議員の基準

1. 祖国、国民及び憲法に忠実し、刷新事業及び豊かな国民・強い国・文明化された民主的で平等な国造りの目標に向かって努力する。
2. 良い道德心を持ち、勤勉・節約・清廉潔白・正直・不偏、法律遵守、本領を発揮し、汚職・無駄・威厳をつくる行為・他の法律違反行為の防止に努力する。
3. 国会議員の任務を遂行するための社会・専門的知識、能力、健康、仕事上の経験及び信頼を十分持つ。
4. 国民と密接な関係を持ち、国民意見を聴き、国民に信頼される。
5. 国会の活動に参加することができる。

### 第 23 条 国会議員の定数

1. 国会議員の定数は 500 人を超えてはならず、専従議員と非専従議員により構成される。
2. 専従議員の人数は、国会議員の定数の少なくとも 35 パーセントを占めなければならない。

### 第 24 条 国会議員活動の時間分割

1. 専従議員は、全ての勤務時間を利用して、国会機関または地方の国会議員団において国会議員としての任務・権限を遂行する。
2. 非専従議員は、最低限で年間の勤務時間の三分之一を利用して、国会議員としての任務・権限を遂行する。議員が属する勤務先の機関・組織の長は、時間・業務内容を調整し、議員の任務・権限の遂行するための条件を確保する責任を負う。

### 第 25 条 国会議員の任期

国会議員の任期は国会の任期に従うものとする。

補足選挙により当選した国会議員の任期は、当該補足選挙実施日後の次の会期開会日から始まり、次期の国会の第一回会期の開会日をもって終了する。

## 第 26 条 国会及び国会に属する機関の活動に参加する責任

1. 国会議員は、全ての国会会期及び全体会議に出席し、国会議員団の活動に参加し、国会の任務・権限範囲に属する事項について討議・評決する責任を負う。
2. 民族評議会または国会の委員会に属する国会議員は、当該評議会または委員会の会議に出席し、活動に参加し、所属の当該評議会または委員会の任務・権限範囲に属する事項について討議・表決する責任を負う。
3. 専従議員は、専従議員評議会及び国会常務委員会が招集する他の会議に出席する責任を負う。

## 第 27 条 有権者に対する責任

1. 国会議員は、有権者と密接な関係を構築し、有権者による監察を受け、常に有権者と接触し有権者の意見・希望を調査する。有権者の意見・建議を収集し、それを忠実に国会及び関連機関・組織まで反映させる。国民に対して憲法及び法律の実施を宣伝・説得する。
2. 国会議員は、当該国会議員団の計画に従って、選出された地方の有権者と対話を行う。国会議員は、住宅または職場において、国会議員が関心を持つテーマ・分野・対象・地域により、有権者と対話を行う。国会議員が有権者と対話する際に、国会議員は有権者に対して自ら及び国会の活動について報告する責任を負い、当該選挙区の有権者または有権者の代表者は、国会議員団が必要に応じて祖国戦線委員会及び地方政府と共同で開催する有権者会議において、国会議員に意見を述べることができる。

## 第 28 条 国民と接し、国民の建議・異議申立・告発を受領・処理する責任

1. 国会議員は、法律の定めに従って国民と接しなければならない。
2. 国会議員は、国民の建議・異議申立・告発を受領した場合、調査を行い、直ちに対応権限を有する者に転送し、その旨を建議・異議申立・告発をした国民に報告する責任を負う。解決過程を監察・監督する。対応権限を有する者は、法律が定める期間内に、当該建議・異議申立・告発の対応結果について国会議員に報告しなければならない。
3. 国会議員は、当該対応が法律に従わないと判断する場合、調査・再検討要請のために、関連機関・組織・単位の長と面会をする権利を有する。必要な場合、当該機関・組織・単位の直上の機関・組織・単位に対して対応を求める。

## 第 29 条 法律・国会常務委員会令の草案、法律・国会常務委員会令に関する建議を提出する権利

1. 国会議員は、法律の定めに従って、国会・国会常務委員会に法律・国会常務委員会令の草案、法律・国会常務委員会令に関する建議を提出する権利を有する。
2. 国会議員は、法律の定めに従って、法律・国会常務委員会令の草案、法律・国会常務委員会令に関する建議に係る書類の作成・完成について、助言、サポートを受けることができる。

### 第 30 条 民族評議会及び国会の各委員会に構成員となる権利及びその活動に参加する権利

1. 国会議員は、民族評議会または国会の委員会に構成員として入会する権利を有する。

国会議員は、自らの専門知識、業務上の経験に基づき、国会の人民評議会または一つの委員会に構成員として入会する旨を申し込む。人民評議会議長、各委員会の委員長は、当該申込みを根拠とし、当該評議会または委員会の構成員名簿を作成し、国会常務委員会の承認を得るために提出する。

2. 国会の民族評議会と各委員会にいずれも属しない国会議員は、自らが関心を持つ事項に係る当該評議会・委員会の会議に参加申込みをする権利を有する。

### 第 31 条 国会が選出する職名に立候補または候補者を推薦する権利

1. 国会議員は、本法第 8 条に定める国会が選出する職名に立候補し、または候補者を推薦する権利を有する。

2. 推薦された候補者は、候補者名簿から自分の名前を引き出す権利を有する。

### 第 32 条 質疑権

1. 国会議員は、国家主席、国会議長、政府首相、大臣及び他の政府構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院、国家会計検査院長官に対して質疑する権利を有する。

2. 質疑される者は、国会会期、または閉会中の場合に限り国会常務委員会会合の場において、国会に回答をしなければならない。必要な場合、国会または国会常務委員会は文書で回答させる。

3. 国会議員が質疑の回答に同意しない場合は、国会会期または国会常務委員会会合において再度質疑し、または質疑内容を文書により質疑される者に送付する権利を有する。

### 第 33 条 国会議員の建議申立権

1. 国会議員は、国会に対して、憲法制定、憲法改正、国民意見募集、国会の臨時委員会の設置、国会により選出または承認される職名の者に係る信任投票、国会の非公開会議・緊急会議の開催及び必要と判断する他の事項について、建議申立をする権利を有する。

2. 国会議員の建議申立は、建議申立事由及び内容が明記される文書により、国会常務委員会に送付される。

国会常務委員会は、国会議員の建議申立を整理し、権限範囲内の事項を処理し、本条第 3 項が定める場合、または国会常務委員会が必要であると判断する場合に、国会に報告する責任を負う。

3. 国会議員の 3 分の 1 以上が、憲法制定、憲法改正、国民意見募集、国会の臨時委員会の設置、国会の非公開会議・緊急会議の開催を建議申し立てる場合、または、国会議員の 20 パーセント以上が、国会により選出され若しくは承認される職名を有する者に対する信任投票を建議申し立てる場合、国会常務委員会は国会が検討・決定するよう国会に報告する。



4. 本条 3 項が必要とする国会議員の建議申立の数は、当該会期の開会日から次の会期の開会日前日までにわたって国会常務委員会が受ける総数である。国会議員が国会に非公開会議の開催を建議申し立てる場合、当該会期の開会日から、申立内容に係る国会の会議の開催日前日までにわたって国会常務委員会が受ける総数である。
5. 国会議員は、憲法・法律を実現させ、国家の権利・利益、人権、国民の法定権利・利益を保護するため、機関・組織・個人に対して、必要な対応措置の実施を建議申し立てる権利を有する。

#### **第 34 条 法律違反行為を発見した場合の対応要求権**

1. 国会議員は、国家の利益、組織・個人の法定権利・利益を損なう法律違反行為を発見した場合、関連機関・組織に対して、直ちに当該行為を停止させるため必要な対応措置を講じるよう求める権利を有する。
2. 当該機関・組織は国会議員の要請を受けた日から 15 日以内に対応し、国会議員に文書により知らせなければならない。15 日以内に当該機関・組織から回答が届かない場合、国会議員は、上級の組織・機関の長に対応を求める権利を有する。

#### **第 35 条 情報提供要求権**

1. 国会議員は、議員の任務・権限を遂行する際に、各機関・組織・個人に対して、当該機関・組織・個人の任務について情報・資料の提供を求める権利を有する。
2. 当該機関・組織の長または個人は、法律の定めに従って、国会議員が求める事項について回答をする責任を負う。

#### **第 36 条 人民評議会の会議に参加する権利**

1. 国会議員は、自らを選出した地方の各級人民評議会の会合に参加し、国家管理・住民の生活に関する事項及び国会議員が関心を持つ他の事項について、討議に発言する権利を有する。
2. 各級人民評議会の議長は、当該地方により選出された国会議員に、当該人民評議会会合の日程・内容・次第を知らせ、国会議員を招き、必要な資料を提供する。

#### **第 37 条 国会議員としての免除権**

1. 国会の同意または国会閉会期間中は国会常務委員会の同意がない限り、国会議員について逮捕・勾留・留置・立件をし、国会議員の住居所及び職場を検査してはならない。国会議員の逮捕・勾留・留置・立件の提議は最高人民検察院長官の権限に属するものとする。
2. 国会議員の所属機関・組織は、国会常務委員会の同意を得ずに、国会議員を解任・免職・強制退職・解雇することができない。

### 第 38 条 転勤、国会議員の退任

1. 国会議員は、任期中に他の省・中央直轄市に異動する場合、赴任する地方の国会議員団において活動する。
2. 国会議員は、健康関係または他の理由により、国会議員としての任務を退任することができる。当該退任の承認は国会が決定し、国会閉会中の場合、国会常務委員会が決定し、次の会期において国会に報告する。
3. 国会議員は、当該退任を承認する決議が国会または国会常務委員会に可決された日から、国会議員として退任する。

### 第 39 条 活動の一時停止または国会議員資格喪失

1. 国会議員が被疑者立件された場合、国会常務委員会は当該国会議員の任務・権限の遂行の一時停止を決定する。  
当該国会議員は、権限を有する機関が当該議員に対して捜査を停止し、事件を停止したとき或いは当該議員の無罪或いは刑事責任免除を言い渡した裁判所の判決・決定が確定した日以降、議員の任務・権限の遂行に復帰し、合法的な利益を回復される。
2. 裁判所の有罪判決・決定を受けた国会議員は、当該判決・決定が確定した日から当然に国会議員の権利を喪失する。

### 第 40 条 国会議員の罷免

1. 国会議員は、国民の信頼に応えない場合、国会または有権者により罷免される。
2. 国会が国会議員を罷免する場合、当該罷免について国会議員の総数の少なくとも三分の二から賛成の表決を得なければならない。
3. 有権者が国会議員を罷免する場合、当該罷免は、国会常務委員会が定める手順に従って行われる。

### 第 41 条 国会議員の手当及び他の待遇

1. 専従国会議員の手当・他の待遇、国家予算から給与の支給を受けない国会議員の手当は、国会常務委員会が決定する。
2. 国会常務委員会の定めに従い、国会議員は議員の活動のために、毎月の活動費用、専門家・アシスタントの雇用の経費及び他の活動のための経費の支給を受けることができる。

### 第 42 条 国会議員の活動の保障条件

1. 国会議員が専従国会議員として活動する期間は、勤続期間として計算される。専従国会議員が国会議員の任務を引退したとき、権限を有する機関・組織は、国会議員の仕事に配置する責任を負う。

非専従国会議員が本法第 24 条 2 項の規定に従い議員の任務を遂行する期間は、当該議員が所属する期間・組織・機構の勤務期間として計算される。

2. 専従国会議員は職場、議員の活動のために必要な物的・技術的手段を提供される。

3. 国会議員は、電車・バス・船舶・飛行機のチケット購入にあたり優先され、橋・渡船を渡る際に優先される。傷病の場合、中級・高級幹部に該当しない国会議員は中級幹部用の定めた水準に従い医療を受けることができる。幹部・公務員ではない国会議員・元国会議員は死亡したとき、幹部・公務員用の葬式開催制度を受けることができる。

### 第 43 条 国会議員団

1. 国会議員団とは、各省または中央直轄市に選出された国会議員、及び当該省もしくは中央直轄市に赴任する国会議員から成る団体のことである。

2. 国会議員団は、以下の任務及び権限を有する。

a) 国会議員が国民と接する機会を設ける。当該地方の人民評議会・人民委員会・祖国戦線委員会と連帯し、国会議員が適切な形で投票者に接するよう、保障・調整する。

b) 国会議員が法律法令案及び他の提案、国会会期次第案について討議するよう、業務調整を行う。

c) 当該団の監察活動を行い、当該団に属する国会議員が地方における監察活動を行うように調整する。地方における監察活動を行い、民族評議会・国会の各委員会と連携して行う。国会議員が対応権限を持つ機関・組織・単位・個人に転送した国民の建議・異議申立・告発に対する対応を確認・督足する。関連機関・組織・個人に対して国会議員が関心を持つ事項について情報共有・報告を求める。

d) 当該国会議員団及び国会議員の活動状況について国会常務委員会に報告する。

dd) 国会議員団事務所の活動を管理・指導する。

3. 国会議員団においては、団長と副団長のいずれが専従議員である。団長及び副団長は、国会議員団により当該団の国会議員から選出され、国会常務委員会に承認される。

国会議員団団長は、団の活動を調整・運営する。

国会議員団副団長は、団長が分担した任務の遂行について団長を補佐する。団長が不在の場合、副団長は、団長から団長の任務遂行を委任される。

4. 国会議員団は、オフィスを持つ。国会議員団事務所は、地方における国会議員・国会議員団の活動を参謀・補佐・支援する機関である。国会議員団の活動費用は、国家予算により保障される。

## 第 3 章

## 国会常務委員会及び国会議長

### 第 44 条 国会常務委員会の位置づけ、機能及び組織

1. 国会常務委員会は国会の常任機関である。
2. 国会常務委員会は、国会議長、国会副議長及び各委員を含む。国会議長は委員長、国会副議長は副委員長として機能する。国会常務委員会の構成員は、政府に属する職位を兼任しない専従国会議員である。国会副議長及び国会常務委員会委員の定員は、国会が決定する。
3. 国会常務委員会の任期は、国会に選出された時点から開始し、次期の国会が国会常務委員会を選出した時点をもって終了する。

### 第 45 条 国会常務委員会委員の責任

1. 国会常務委員会の委員は、国会常務委員会の任務・権限の遂行については組織として責任を、国会常務委員会に分担された事項については国会常務委員会に対して職位上の責任を負う。国会常務委員会の会議に出席し、国会常務委員会の任務・権限の範囲に属する事項についての議論及び票決に参加する。
2. 国会常務委員会に委任される場合に限り、国会常務委員会委員は、国会常務委員会に代わり、各省庁及び他の機関、組織と協議することができる。その協議結果を国会常務委員会に報告する。

### 第 46 条 国会常務委員会と各機関・組織・機構・個人間の業務協力

1. 国会常務委員会は、自らの任務・権限を遂行する際に、国会主席、政府、政府首相、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院長官、国家選挙評議会、ベトナム祖国戦線中央委員会委員長団と協力し、必要な場合は、他の機関・組織の代表及び国民の参加を要求することができる。
2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、他の国家機関、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装単位及び国民は、国会常務委員会の要求を対応する責任を負う。

### 第 47 条 国会常務委員会による国会会期の準備・召集・主催

1. 国会常務委員会は、会期の次第案を起案し、会期開催を決定する。
2. 国会常務委員会は、会期の内容の準備にあたり、各関連機関の活動を指導・調整・協力し、各法案、決議案、国会に上程される他の報告書及び提案書の準備について意見を述べ、民族評議会、国会の各委員会の討議、及び国会議員が国会議員団に行った討議の結果をまとめた報告書を確認し、国会全体会議において審議される事項について予見する。
3. 国会会期が次第通りに遂行されるために主宰し、必要に応じて国会に次第調整を提案する。
4. 法律案・議決草案及び国会の任務・権限範囲に属する他の事項について国会において表決を開催する。

5. ベトナム祖国戦線中央委員会と協力し全国の投票者の意見・申立の総括報告書を国会に提出し、国会に問題点を提起する。それに基づき国会は有権者の建議の解決について討議し、決議を發布する。
6. 国会会期に関する他の事項を決定する。

#### 第48条 法律・法令の制定

1. 国会常務委員会は、法律・国会常務委員会令制定計画を起案し、国会の決定に提出する。法律・法令制定計画の実施を指導する。法律・国会常務委員会令制定計画を調整し、当該調整を次の会期において国会に報告する。法律の定めに従って、草案作成委員会を設置し、法律法令案の審査を各機関に分担する。国会に提出される前に法案について意見を述べる。法案を修正・完成し国会の審議・採択に提出するため、法案に対する国会議員からの意見の汲み取り・解説を指導する。
2. 国会常務委員会は、国会に分担された事項について、法令を制定する。

国会常務委員会令案は、国会常務委員会に提出される前に、民族評議会または国会の委員会の審査を受けなければならない。必要な場合、国会常務委員会は、採択の前に法令案について国会議員からの意見募集を決定する。

#### 第49条 憲法・法律・法令の解釈

1. 国会常務委員会は、自らの判断または国家主席・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・民族評議会・国会の各委員会・ベトナム祖国戦線中央委員会・戦線の構成組織・若しくは国会議員の提案に基づいて、憲法・法律・国会常務委員会令の解釈について決定する。
2. 国会常務委員会は、解釈される事項の性質、内容に基づいて、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・または民族評議会・国会の各委員会に、憲法・法律・国会常務委員会令の解釈に係る決議の起案を委任する。当該草案は、国会常務委員会の確認・決定に提出される。
3. 憲法・法律・国会常務委員会令の解釈に係る議決の草案は、憲法・法律・国会常務委員会令の趣旨との整合性及び解釈が許容される範囲の適切性について、民族評議会・国会の各委員会の審査を受けなければならない。

#### 第50条 国会常務委員会による監察

1. 国会常務委員会は、国会による監察活動企画の実施を行い、国会閉会中の場合、当該監察活動企画を調整し、次の会期において国会に報告する。
2. 国会常務委員会は、国会制定の憲法・法律・国会常務委員会令・議決の施行を、政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・国家会計検査院・他の国会が設置する機関の活動を監察する。

#### 第51条 中央国家機関の文書の停止・廃止

1. 国会常務委員会は、自らの判断または民族評議会・国会の各委員会・若しくは国会議員の提案に基づいて、政府・政府首相・最高人民裁判所・最高人民検察院・他の国会が設立する機関が発布した、憲法・法律・国会の議決に反する文書の実施を停止し、次の会期において国会の廃止決定に提出する。
2. 国会常務委員会は、自らの判断または民族評議会・国会の各委員会・若しくは国会議員の提案に基づいて、政府・政府首相・最高人民裁判所・最高人民検察院・他の国会が設立する機関が発布した、国会常務委員会の法令・議決に反する文書を廃止する。

#### **第 52 条 国会常務委員会による民族評議会及び国会の各委員会の活動の指導・調整**

1. 法律・国会常務委員会令・議決の草案及び報告書・提案書の審査を民族評議会・国会の各委員会に分担する。但し、国会が決定する場合はこの限りでない。国会による監察活動計画の内容、及び国会が求める他の事項の実施を、民族評議会・国会の各委員会に分担する。国会常務委員会による監察活動計画の一部の内容を民族評議会・国会の各委員会に委任する。
2. 民族評議会及び国会の各委員会に対して活動計画企画及びその実施について定期的報告を求める。
3. 場所または対象機関・組織が同様の民族評議会・国会の各委員の活動を調整する。
4. 民族評議会及び国会の各委員会の建議申立を検討・回答する。
5. 必要な場合、国会議長、国会副議長は、民族評議会及び国会の各委員会の任務・権限範囲に属する事項について、民族評議会議長、各委員会の院長、民族評議会常任、各委員会の常任と協議する。

#### **第 53 条 国家機関に属する職名の 任命・解任・罷免・承認にあたる国会常務委員会の責任**

1. 国家主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の各委員会委員長、国家選挙評議会議長、国家会計検査院院長、国家事務総長の任命・解任・罷免について、国会に提案する。
2. 民族評議会の副議長、常務委員、専従委員並びに他の委員の定数、及び国会の各委員会の副委員長、常務委員、専従委員並びに他の委員の定数を決定する。民族評議会の副議長・常務委員・専従委員並びに他の委員の名簿、及び当該評議会議長の提案に基づく当該評議会構成員としての退任を承認する。国会の各委員会の副委員長、常務委員、専従委員並びに他の委員の名簿、及び当該委員会委員長の提案に基づく当該委員会構成員としての退任を承認する。
3. ベトナム社会主義共和国の特命全権大使の任命・罷免に係る政府首相の提案を承認する。
4. 国会議員団の団長、副団長の選出結果を承認する。
5. 省・中央直轄市人民評議会の議長、副議長の選出結果を承認する。

#### **第 54 条 国会議員団及び国会議員団の活動に対する国会常務委員会の責任**

1. 国会議員及び国会議員団の活動を指導する。国会議員団及び国会議員の活動報告を確認する。
2. 国会議員から質疑内容を受けつけ、質疑対象に転送し、質疑に対する回答の期間・形式を決定する；国会議員の申立を受けつけ、整理する。本法律第 33 条 3 項が定める国会議員の建議申立を国会の検討に提出する。国会議員の申立を検討・回答する。必要な場合、国会議員・国会議員団の建議申立に係る事項を確認するために、監察団・出張団を派遣する。
3. 活動費用、他の手当、他の待遇及び国会議員の活動を確保する条件を定める。国会議員団への活動経費の配置を決定する。
4. 国会閉会中、国会議員・国会議員当選者の逮捕・勾留・留置・立件・住居所及び職場の検査についての最高人民検察院長官の提案を検討する。国会議員が被疑者立件されたときに国会議員の任務・権限の遂行の一時停止を決定する。国会に対して国会議員の国会議員としての資格喪失について報告する。
5. 国会議員が省・中央直轄市に異動する場合、当該議員の活動を当該省・中央直轄市国会議員団への移転を検討・決定する。国会議員の罷免・降格・強制退職・解雇に係る当該国会議員の所属機関・組織・単位の提案を検討する。
6. ベトナム祖国戦線中央委員会及び省・中央直轄市の祖国戦線委員会の提案に基づいて、国会議員の罷免を国会に任せるか、または選出した地方の有権者に任せるかを決定する。国会閉会中に、国会議員の退任の承認を決定し、次の会期において国会に報告する。

#### **第 55 条 国会常務委員会による人民評議会の監察・指導・解散**

1. 国会常務委員会は、人民評議会を監察し、活動を指導する。
2. 国会常務委員会は、自らの判断または政府首相、民族委員会、国会の各委員会若しくは国会議員の提案に基づき、省・中央直轄市の人民評議会により公布された、憲法または法律若しくは上級国家機関の文書に反する議決の廃止を決定する。
3. 省・中央直轄市の人民評議会が国民の利益に深刻な損害を与えた場合、国会常務委員会は、自らの判断または政府の提案に基づき、当該人民評議会の解散を決定する。

#### **第 56 条 省・中央直轄市以下の行政単位の設立、解体、合併、分割、境界の調整**

1. 国会常務委員会は、政府の提案に基づき、省・中央直轄市以下の行政単位の設立、解体、合併、分割、境界の調整を決定する。
2. 省・中央直轄市以下の行政単位の設立、解体、合併、分割、境界の調整に係る提案は、国会常務委員会が国会に提出し、国会の検討・決定を求める前に、当該委員会の審査を受けなければならない。

#### **第 57 条 戦争事態の決定、総動員または一部動員の決定、緊急事態の公布・廃止**

1. 国会が会議を行うことができない場合、国会常務委員会は、国防安全評議会の提案に基づき戦争事態を決定し、次の国会会期において報告する。国防安全評議会または政府首相の提案に基づき総動員または一部動員を決定する。
2. 国会常務委員会は、全国または一つ或いは複数の地方において自然災害または人災が発生し、大規模で危険な伝染病が広がり、国家・組織の財産・人民の生命・健康・財産に深刻な脅威を与え、若しくは国家の安全及び社会の治安秩序に深刻に脅威となる事案がある場合に、政府首相の提案に基づき全国または地方における緊急事態を公布する。緊急事態がなくなったとき、国会常務委員会は政府首相の提案に基づき緊急事態の廃止を決定する。

#### **第 58 条 国会の対外関係業務にあたる国会常務委員会の責任**

1. 国会と各国の国会・世界及び地域の国会連携組織との関係に関する国家の対外関係の事項について国会に対して報告する。国会閉会中、対外業務についての政府の報告を検討する。国家の対外政策、国会と各国の国会・世界及び地域の国会連携組織・その他の国際組織との関係に関する事項について国会へ上程する前に意見を出す。
2. ベトナムにおける世界及び地域の国会連携組織の会議の開催を決定する。
3. ベトナム友好議員組織の設立を決定し、その組織及び活動を規定する。
4. 国会常務委員会の毎年度の対外及び国際協力活動プログラムを認可する。民族評議会、国会の各委員会、友好議員団、国会常務委員会の各機関、国家会計検査及び国会事務局の対外及び国際協力活動を指導・調整・協力する。
5. 国会の毎年度の対外及び国際協力活動プログラムの実施結果を検討・評価する。国会議員団の海外訪問及びベトナム国会を訪問する外国国会議員団・国際組織の訪問の結果報告を検討する。国会が主催する国際会議の結果報告を検討する。

#### **第 59 条 住民投票の開催**

1. 国会常務委員会は、国会の決定に基づき住民投票を行う。
2. 国会常務委員会は、国会の住民投票に関する決議に従って、投票及び票の集計手順、具体的な開催時間、意見票に記載される内容を決定する。国会常務委員会は住民投票を検査・監察する。
3. 国会常務委員会は、次の国会会期において、住民投票の結果について公開發表をする責任を負う。

#### **第 60 条 国会常務委員会会合**

1. 国会常務委員会は、国会常務委員会の会合において、自らの任務・権限範囲に属する事項について討議・決定する。



国会常務委員会の会合は、国会常務委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席するものでなければならない。

2. 国会議長が国会常務委員会会合を主宰する。各国会副議長は、議長の指示に従って、会期の運営について議長を補佐する。
3. 国会常務委員会構成員は会合に出席する責任を負う。出席できない場合は、理由を国会議長に報告し、検討・決定を諮らねばならない。
4. 国家主席は国会常務委員会会合に出席する権利を有する。政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、民族評議会の各副議長、国会の各委員会の委員長は、国会常務委員会会合への参加招待を受ける権利を有する。

民族評議会・国会の各委員会の常務委員及び専従委員は、当該評議会・委員会が担当する範囲に属する事項の討議に、国会常務委員会会合に招待される。

5. 関連機関・組織の代表者は、関連事項の討議に、国会常務委員会会合に招待される。

#### **第 61 条 国会常務委員会会合の実施期間**

1. 国会常務委員会会合は、定期的に 1 か月に 1 回行われる。
2. 必要な場合、国会議長の決定、または国会主席、政府首相若しくは国会常務委員会構成員の 3 分の 1 以上の申立に基づき、国会常務委員会会合が行われる。

#### **第 62 条 国会常務委員会会合の次第起案及び召集決定**

1. 国会議長は国会常務委員会会合の準備を指導する。企画を立案し、開催日程及び確保のための措置を決定する。国会副議長及び国会常務委員会委員は、議長に分担された準備業務を行う。
2. 国会事務総長、つまり国会事務局長は、国会議長の指導に従って、国会常務委員会・民族評議会・国会の各委員会の活動計画、国会常務委員会に提出する予定の内容の準備進捗に基づき、会合開催日 30 日前までに、国会常務委員会会合次第案を用意する。国会議長の確認・決定のため提出する前に、当該次第案を国会常務委員会・民族評議会常務・国会の各委員会常務の構成員に送付し、意見を求めなければならない。
3. 国会事務総長、つまり国会事務局長は、会合開催日 20 日前までに、国会常務委員会に提出する内容を持つ各機関・組織へ、国会議長が決定した会合次第案を送付する。会合開催日 7 日前までに、国会常務委員会の構成員へ、会合次第案を召集決定書と合わせて送付する。
4. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、民族評議会、国会の各委員会及び関連機関・組織は、国会常務委員会の分担または法律が定める任務・権限に基づき、会議の内容となる提案、報告を準備・審査する責任を負う。

#### **第 63 条 国会常務委員会会合の資料**

1. 国会常務委員会は、会合において、必要書類が十分に揃っている事項のみを検討する。
2. 会合の資料は、開会日 5 日前までに国会常務委員会の構成員に届かなければならない。会合が本法律第 61 条第 2 項の定めに基づき招集される場合、資料は開催日 2 日前までに国会常務委員会の構成員に届かなければならない。

#### **第 64 条 国会議長の任務及び権限**

1. 国会の会期・会議を主宰し、国会議員の活動に関する規定及び国会会期に関する規定の施行を保障する。憲法・法律・国会の議決の成立を証明する署名を行う。
2. 国会常務委員の業務を指導する。国会常務委員会会合の次第案起案を指導、招集し、主宰する。国会常務委員会の法令、決議の成立を証明する署名を行う。
3. 国会専従議員会議及び国会常務委員会が開催する他の会議を主宰する。
4. 国会・民族評議会・国会の各委員の活動計画について協議するために、民族評議会及び国会の各委員会委員長の会議を招集・主宰する。必要と判断する場合、民族評議会及び国会の各委員会の会議に参加する。
5. 国会議員との関係を維持する。
6. 国会の活動予算の執行を指導する。
7. 国会の対外業務の実施を指導、調整する。国会の対外関係において国会の代表として行動する。世界・地域の国会連携組織との関係において、ベトナム国会の団体の活動を指導する。

#### **第 65 条 各国会副議長の任務及び権限**

各国会副議長は、国会議長の分担に従って、各任務について国会議長を補佐する。国会議長が不在の場合、議長に委任される副議長の 1 名は、議長に代わり議長の任務・権限を遂行する。

### **第 4 章**

#### **民族評議会及び国会の各委員会**

#### **第 66 条 民族評議会、国会の各委員会**

1. 民族評議会、国会の委員会は国会の機関であり、国会に対し責任を負い、業務報告を行う。また、国会閉会中、国会常務委員会に対し業務報告を行う。
2. 国会の各委員会は以下の委員会から成る。
  - a) 法律委員会
  - b) 司法委員会
  - c) 経済委員会
  - d) 財政予算委員会
  - dd) 国防治安委員会

- e) 文化教育青少年児童委員会
  - g) 社会問題委員会
  - h) 科学技術環境委員会
  - i) 対外委員会
3. 国会は本法第 88 条及び第 89 条の規定に従い、国会の臨時委員会を設立する。

#### **第 67 条 民族評議会、国会の委員会の組織構成**

1. 民族評議会は、議長、各副議長、常務委員、専従委員及び各委員から成る。国会の委員会は、委員長、各副委員長、常務委員、専従委員及び各委員から成る。
2. 民族評議会の議長、国会の委員会の委員長は国会によって選出される。民族評議会の各副議長・常務委員・専従委員及び各委員、国会の委員会の各副委員長、常務委員、専従委員及び各委員は国会常務委員会によって承認される。
3. 民族評議会、委員会が会合を開催しない間、民族評議会の常任、国会の委員会の常任は民族評議会・委員会の通常業務の実施において民族評議会・国会の委員会を補佐する。  
民族評議会の常任は、議長、各副議長及び各常務委員から成る。国会の委員会の常任は、委員長、各副委員長及び各常務委員から成る。
4. 民族評議会及び国会の各委員会は、民族評議会・委員会の活動範囲に属する事項について研究・準備するために各小委員会を設立する。小委員会の長は民族評議会・委員会の構成員でなければならないが、小委員会の他の構成員は、民族評議会・委員会の構成員或いは国会議員ではないこともある。

#### **第 68 条 民族評議会、国会の委員会の活動原則・任期及び報告責任**

1. 民族評議会、国会の委員会は、集団制度に従い、多数決によって業務を行う。
2. 民族評議会、国会の委員会の任期は国会の任期に従うものとする。
3. 国会の年末会期において、民族評議会・国会の委員会は自己の業務報告書を国会議員及び国会常務委員会に送付する。一期の国会の最後の会期において、民族評議会・国会の委員会は自己の任期の活動総括報告書を国会議員に送付する。

#### **第 69 条 民族評議会の任務・権限**

1. 民族政策に関する法律・国会常務委員会令の草案を審査する。国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。国会・国会常務委員会に提出する前、法律・国会常務委員会令の草案における民族政策の確保について審査する。
2. 民族政策を実施するための政府の規定の制定について討議に発言する。
3. 民族分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会令の法令・決議の施行を監察する。民族政策、山地及び少数民族同胞の地域の経済・社会発展のプログラム・計画の実施を監察する。

4. 民族業務に関係がある政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
5. 民族評議会が担当する分野について、法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
6. 国家の民族政策に関する事項、関連国家機関の組織・活動に関する事故及び民族業務に関係のあるその他の事項について建議を申し立てる。

#### 第70条 法律委員会の任務・権限

1. 司法機関の機構組織を除き、国家機構の組織、民事、行政についての法律・国会常務委員会令の草案を審査する。国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。法律・国会常務委員会令の制定についての国家機関・組織・国会議員の提案、法律・国会常務委員会令についての国会議員の建議を審査する。法律・国会常務委員会令の制定計画の予定について国会常務委員会を補佐する。
2. 採択のため国会・国会常務委員会に提出する前に、法律・国会常務委員会令の草案の憲法適合性・適法性・法律体制の統一性・立法技術を保障する。憲法違反の疑義がある文書についての民族評議会・国会の委員会の建議、国家主席・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線中央委員会・ベトナム祖国戦線の構成組織の中央機関若しくは国会議員の提案を審査する。
3. 政府の省・省同格機関・その他国会によって設立された機関の設立・廃止に関する企画書の審査を主宰する。行政単位の設立・解体・合併・分割・行政境界の調整に関する企画書を審査する。国民の異議申立・告発の解決業務についての政府の報告書の審査を主宰する。
4. 司法機関の機構組織を除き、国家機構の組織、民事、行政についての国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。法律委員会が担当する分野に該当する政府・政府の各省・省同格機関の活動を監察する。
5. 法律委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
6. 法律委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。国家機構を健全化し、憲法及び法律を保護し、法律体制の統一性を確保するための必要な措置を建議する。

#### 第71条 司法委員会の任務・権限

1. 刑事、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟、判決執行、司法補助、汚職防止、司法機関の機構組織に関する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 法律違反及び犯罪に対する防止業務、判決執行業務に関する政府の報告書を審査する。最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長官の業務報告書を審査する。汚職防止業務に関する政府の報告書の審査を主宰する。

3. 最高人民裁判所の裁判官の任命・解任・降格の承認についての最高人民裁判所長官による提案、大赦についての国家主席による提案を審査する。
4. 刑事、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟、判決執行、司法補助、汚職防止、司法機関の機構組織に関する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。捜査・起訴・審理・判決執行・司法補助に際する政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・政府の省・省同格機関の活動を監察する。汚職行為に対する摘発及び処分を監察する。
5. 司法委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長・最高人民裁判所・最高人民検察院の文書を監察する。
6. 司法委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。司法機関及び関係機関の組織・活動に関する事項、刑事、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟、判決執行、司法補助、汚職防止に関する事項について建議する。

#### **第72条 経済委員会の任務・権限**

1. 経済管理、土地、貨幣、銀行、経営活動の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 国の経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務に関する企画・プロジェクト・計画、経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務の実施に関する政府の報告書の審査を主宰する。国家貨幣に関する基本政策を審査する。
3. 経済管理、土地、貨幣、銀行、経営活動の分野に該当する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務の実施及び経済政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動に対する監察を主宰する。
4. 経済委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
5. 経済委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
6. 関係機関の組織及び活動に関する事項及び経済管理、土地、貨幣、銀行、経営活動に関する事項について建議する。

#### **第73条 財政予算委員会の任務・権限**

1. 財政、予算、国家会計検査の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 国家の財政に関する基本政策、中央予算と地方予算との間の各歳入項目及び歳出任務の配分、国債・公債・政府債の健全性の限界を審査する。国家予算の概算、中央予算の分配、国家予算の総決算の審査を主宰する。

3. 財政、予算、国家会計検査の分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国家予算の実施及び財政・予算の政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。
4. 財政予算委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
5. 財政予算委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
6. 関係機関の組織・活動に関する事項及び財政・予算・国家会計検査に関する事項について建議する。

#### **第 74 条 国防治安委員会**

1. 国防及び治安、社会の秩序・安全の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 国防及び治安、社会の秩序・安全の分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国防及び治安、社会の秩序・安全の確保の任務実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。
3. 国防治安委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
4. 国防治安委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
5. 関係機関の組織・活動に関する事項及び国防・治安・社会の秩序・安全に関する事項について建議する。

#### **第 75 条 文化教育青少年児童委員会の任務・権限**

1. 文化、教育、情報、コミュニケーション、信仰、宗教、旅行、スポーツ、青年、少年、児童の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 文化、教育、情報、コミュニケーション、信仰、宗教、旅行、スポーツ、青年、少年、児童の分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国の経済社会発展計画・企画における文化、教育、情報、コミュニケーション、信仰、宗教、旅行、スポーツの政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。青年、少年及び児童に対する政策の実施を監察する。
3. 文化教育青少年児童委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。

4. 文化教育青少年児童委員会が担当する分野の法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
5. 関係機関の組織・活動に関する事項及び国の文化・教育・情報・コミュニケーション・信仰・宗教・旅行・スポーツの発展、青年・少年・児童に対する政策に関する事項について建議する。

#### 第 76 条 社会問題委員会の任務・権限

1. 労働、職業、医療、人口、社会保障、男女平等、競争、賞与、社会問題の防止の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 国会・国会常務委員会に提出する法案・国会常務委員会令の草案、決議案への男女平等参画を審査する。
3. 労働、職業、医療、人口、社会保障、男女平等、競争、賞与、社会問題の防止の分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国の経済社会発展の計画・企画における労働、職業、医療、人口、社会保障、男女平等、競争、賞与、社会問題の防止の政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。
4. 社会問題委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
5. 社会問題委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
6. 関係機関の組織・活動に関する事項及び労働、職業、医療、人口、社会保障、男女平等、競争、賞与、社会問題の防止の問題を解決するための政策・措置について建議する。

#### 第 77 条 科学技術環境委員会の任務・権限

1. 科学、技術、天然資源、環境保護、気候変動の対応、天災の防止の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 科学、技術、天然資源、環境保護、気候変動の対応、天災の防止の分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国の経済社会発展の計画・企画における科学・技術・天然資源の発展、環境保護、気候変動の対応、天災の防止の政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。
3. 科学技術環境委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
4. 科学技術環境委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。
5. 関係機関の組織・活動に関する事項及び科学・技術・天然資源の発展、環境保護、気候変動の対応、天災の防止に関する事項について建議する。

## 第 78 条 対外委員会の任務・権限

1. 国家の対外の分野に属する法律・国会常務委員会令の草案及び国会・国会常務委員会によって割り当てられるその他の草案を審査する。
2. 国会が承認・加盟或いは無効化決定する権限を有する国際条約に対する審査を主宰する。対外業務に関する政府の報告書を審査する。ベトナム社会主義共和国の特命全権大使の任命・解任の承認に関する政府首相の提案を審査する。
3. 対外分野に属する国会の法律・決議、国会常務委員会の法令・決議の施行を監察する。国家の対外政策の実施に際する政府・政府の省・省同格機関の活動を監察する。国際条約・国際合意の締結・加盟及び施行の活動を監察する。各業及び地方の対外・対外経済活動を監察する。外国に定住するベトナム人及びベトナムにおける外国人に対する国家の政策の実施を監察する。
4. 対外委員会が担当する分野に該当する政府・政府首相・大臣・省同格機関の長の文書を監察する。
5. 国会常務委員会・国会議長の指導に従い、各国の国会・世界及び地域の国会連携組織との対外関係を実現する。
6. 対外委員会が担当する分野について法案を国会に、国会常務委員会令の草案を国会常務委員会に提出する。関係機関の組織・活動に関する事項及び国家の対外政策、各国の国会・世界及び地域の国会連携組織その他の国際組織との関係、国際条約・国際合意の締結・加盟・施行、外国に定住するベトナム人及びベトナムにおける外国人に対する政策に関する事項を建議する。

## 第 79 条 民族評議会・国会の各委員会との間の審査参加責任及び協力

民族評議会、国会の各委員会は自己の任務・権限の範囲において以下の責任を負う。

1. 経済委員会とともに、国の経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務に関する企画・プロジェクト・計画、経済・社会発展の基本的な目標・指標・政策・任務の実施に関する政府の報告書の審査に参加する。
2. 財政予算委員会とともに、国家予算の概算、中央予算の分配、国家予算の総決算の審査に参加する。
3. 法律委員会とともに、法律・国会常務委員会令の制定についての国家機関・組織・国会議員の提案、国会議員の法律・国会常務委員会令に関する建議、政府の省・省同格機関・その他国会によって設立された機関の設立・廃止に関する企画、国民の異議申立・告発の解決業務に関する政府の報告書の審査に参加する。
4. 司法委員会とともに、汚職防止業務に関する政府の報告書の審査に参加する。
5. 対外委員会と協力して、民族評議会・自己の委員会の対外関係及び国際協力を実施する。対外委員会とともに、国会が承認・加盟或いは無効化決定する権限を有する国際条約の審査に参加する。対外委員会とともに、国会の対外情報業務の実施に参加する。



6. 国家予算・汚職防止の実施、民族評議会・委員会が担当する分野に該当する国民の異議申立・告発・建議・反映の解決を監察する。

#### **第 80 条 憲法保護に関する民族評議会・国会の委員会の責任**

1. 業務遂行中、民族評議会・国会の委員会は、憲法違反の疑義がある文書の摘発、及び当該文書を発布した機関に対して当該文書を改正・補足・廃止するよう建議する責任を負う。発布した機関が当該建議を実現しない場合、民族評議会・委員会は国会・国会常務委員会に対し、その権限の範囲で検討・処理するよう建議する権限を有する。
2. 法律委員会は、憲法違反の疑義がある文書についての民族評議会・国会の委員会の建議、国家主席・政府・最高人民裁判所・最高人民検察院・ベトナム祖国戦線中央委員会・ベトナム祖国戦線の構成組織の中央機関若しくは国会議員の提案を審査し、国会・国会常務委員会に対してその権限の範囲で検討・処理するよう上程する責任を負う。

#### **第 81 条 報告・資料提供の要求、検討・確認のための構成員派遣**

1. 民族評議会・国会の委員会は、政府の構成員・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官・国家会計検査院長官及び関係個人に対し、民族評議会・委員会が担当する分野に属する必要な事項について報告・資料提供するよう要求する権限を有する。要求された者は民族評議会・国会の委員会の要求に応じる責任を負う。
2. 必要があるとき、民族評議会・国会の委員会は、民族評議会・委員会が関心を持つ事項について検討・確認するために自己の構成員を関係機関・組織へ派遣する。関係機関・組織は、民族評議会・委員会の構成員が任務を実施するための条件を手配する責任を負う。

#### **第 82 条 民族評議会・国会の委員会の会議における説明**

1. 民族評議会・国会の委員会は、政府の構成員・最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官・国家会計検査院長官及び関係個人に対し、民族評議会・国会の委員会が担当する分野に属する事項について説明するよう要求する権限を有する。
2. 説明要求を受けた者は、民族評議会・国会の委員会の会議において報告・説明する責任を負う。
3. 民族評議会・国会の委員会は解説された事項について結論を出さなければならない。民族評議会・委員会の結論は国会常務委員会・国会議員及び関係機関・組織に送付される。

#### **第 83 条 地方の機関・組織との業務協力**

1. 民族評議会、国会の委員会は、省・中央直轄市の人民評議会及び当該評議会に属する相当の部門との連携を維持する。
2. 民族評議会、国会の委員会は、地方における活動に際し、当該省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会、国会議員団に通知し協力する。

3. 省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会、国会議員団は、自己の任務・権限範囲内で、要求に応じて、民族評議会・国会の委員会の活動に参加する責任を負う。

#### 第 84 条 対外関係及び国際協力

1. 民族評議会・国会の委員会は、研究・専門的経験共有、且つ国家の対外政策に基づく対外関係及び国際協力の強化に資することを目的として、各国の国会に属する関係機関、外国の他の関係機関、国際組織との対外関係を実施する。
2. 民族評議会・国会の委員会は、民族評議会・委員会の毎年度の対外・国際協力に係る活動計画を作成・提案する。対外委員会が、当該活動計画を審査し、国会常務委員会が検討・決定するよう提出する。
3. 民族評議会・国会の委員会は、国会常務委員会に対し、対外・国際協力活動の結果について報告する責任を負う。毎年度、対外委員会が国会事務局と協力し、民族評議会・国会の委員会の対外・国際協力活動の結果報告をとりまとめる。

#### 第 85 条 民族評議会議長、国会の各委員会委員長の任務・権限

1. 民族評議会議長、国会の委員会委員長は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 民族評議会、国会の委員会の会議を召集・主宰する。
  - b) 民族評議会、国会の委員会の運営を調整する。
  - c) 民族評議会の副議長・常務委員・専従委員並びに他の委員、担当委員会の副委員長・常務委員・専従委員並びに他の委員の承認について、国会常務委員会に提案する。
  - d) 民族評議会・国会の委員会の構成員と常に連携を維持する。
  - dd) 国会常務委員会の会議に参加することができる。民族評議会議長は民族政策の実施について審議する政府の会議に招待される。
  - e) 民族評議会・国会の委員会の代表として、関係機関・組織との連携関係を維持する。
  - g) 国会常務委員会によって割り当てられる他の任務を遂行する。
2. 民族評議会副議長は、民族評議会議長による業務分担に従い任務を遂行する。民族評議会議長が不在である場合、一人の副議長が、当該議長により議長の任務・権限の遂行を委任される。

国会の委員会の副委員長は、当該委員会委員長による業務分担に従い任務を遂行する。当該委員会委員長が不在である場合、一人の副委員長が、当該委員長により委員長の任務・権限の遂行を委任される。

#### 第 86 条 民族評議会常任及び国会の委員会常任の任務・権限

1. 民族評議会・国会の委員会の活動計画を起案し、当該評議会・委員会に検討・決定するようこれを提出する。
2. 民族評議会・委員会の活動計画及び決定・結論の実施を行う。

3. 民族評議会・委員会の活動に資する内容・資料を準備する。民族評議会・委員会の構成員に必要な情報・資料を提供する。民族評議会・委員会の会議の結果に基づいて、国会・国会常務委員会に提出される審査報告書及び他の報告書を準備する。
4. 国会提出前に、法案、決議案、他の報告書・草案の初期審査を行い、国会常務委員会に検討するように提出する。
5. 国会常務委員会の会合に招待される際、当該会議の内容についての意見を事前に準備する。民族評議会、他の委員会、関係機関・組織の活動に参加する。民族評議会・委員会の監察団・出張団を設置する。国民と接し、民族評議会・委員会に送付された国民の異議申立・告発・建議・反映を検討・対応する。
6. 民族評議会・委員会の活動に対する国会常務委員会の指導・調整の実施を行う。民族評議会・委員会に対し、民族評議会常任・委員会常任の活動について定期的に報告する。
7. 民族評議会・委員会を直接補佐する専門機関の具体的組織・任務・権限を定める際、国会事務総長、つまり国会事務局長と協力する。
8. 民族評議会・委員会を直接補佐する専門機関の職員の採用・任命・賞与・規律処分の決定及び待遇制度の実現にあたり、国会事務総長、つまり国会事務局長と協力する。
9. 民族評議会・委員会を直接補佐する専門機関の専門業務を指導する。民族評議会・委員会が分配される予算の使用を決定する。
10. 任期終了前、民族評議会・委員会の次期の構成・定数について起案し、国会常務委員会に報告する。
11. 民族評議会・委員会の他の業務を遂行し、次の会期で民族評議会・委員会に報告する。

#### **第 87 条 民族評議会、国会の委員会の全体会議**

1. 民族評議会・国会の委員会は、国会・国会常務委員会に提出される法案・国会常務委員会令・決議の草案、報告書・他の提案書を審査し、民族評議会・委員会の任務・権限範囲に属する他の事項について検討・決定するために、全体会議を行う。
2. 民族評議会・国会の委員会の構成員は、当該議長・委員長の召集状に従って民族評議会・国会の会議に出席する。会議において検討される事項について審議・表決する責任を負う。会議に欠席する場合、欠席の理由を当該議長・委員長に報告しなければならない。
3. 国会議長、副議長は、民族評議会・国会の委員会の会議に出席し、指導的意見を発表する権利を有する。
4. 民族評議会・国会の委員会は、当該評議会・委員会の構成員ではない国会議員、関係機関・組織の代表、専門家に対して、当該評議会・委員会の活動への参加を招待することができる。関係機関・組織は、招待される者が民族評議会・委員会の活動に参加するための条件を手配する責任を負う。

5. 民族評議会が民族政策について会議を行う際に、民族評議会議長は、国会において代表者がいない民族の人民評議会議員たる代表を当該会議に招待する。

#### 第 88 条 臨時委員会の設置

1. 次の場合に臨時委員会が設置される。
  - a) 国会常務委員会が国会に提出する法案、決議案または他の報告書・提案書、或いは民族評議会及び複数の国会の委員会の担当分野に関わる内容のものを審査する。
  - b) 必要があると判断したとき、具体的事項を明確にするために調査する。
2. 国会常務委員会は、民族評議会・国会の委員会または国会議員の総数の少なくとも 3 分の 1 の提案に基づき、臨時委員会の設置について国会に検討・決定するよう提案する。

#### 第 89 条 臨時委員会の機構組織、任務、権限

1. 臨時委員会の構成員は、委員長、各副委員長及び各委員から成る。臨時委員会の構成員は国会議員である。臨時委員会の構成、定数、具体的任務・権限は、国会が国会常務委員会の提案に基づき決定する。
2. 臨時委員会は、国会により割り当てられた業務の遂行結果について国会常務委員会、国会に報告する。臨時委員会の監察結果報告書は、民族評議会または国会の委員会の審査を受けなければならない。国会は、臨時委員会の監察結果報告について検討し、決議を公布する。
3. 臨時委員会の活動は、業務遂行が完了した後、終了する。

### 第 5 章 国会会期

#### 第 90 条 国会会期

1. 国会は、公開的に会議を行う。

但し、必要の場合、国会は、国家出席・国会常務委員会・政府首相または国会議員の総数の少なくとも 3 分の 1 の提案に基づき、非公開会議の開催を決定する。
2. 国会は、定期的に 1 年に 2 回の会期を行う。

国家出席・国会常務委員会・政府首相または国会議員の総数の少なくとも 3 分の 1 から要求がある場合、国会は非常会議を行う。
3. 国会は、国会会期規則及び関連する法律の定めに従って、自己の任務・権限範囲内に属する事項を討議・決定する。

#### 第 91 条 国会会期の次第

1. 国会常務委員会は、国会の決議、国家主席・政府首相・ベトナム祖国戦線中央委員会・最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官・民族評議会・国会の委員会・国会議員の提案に基づいて、国会会期次第を起案する。

新期国会の第1回会期の次第は、前期の国会常務委員会が起案する。

2. 国会会期次第の案は、定期会期の場合は遅くとしても開会日15日前までに、臨時会期の場合は遅くとしても開会日4日前までにマスメディアによって広報される。

3. 国会は、国会会期次第を決定する。必要がある場合、国家主席・政府首相・ベトナム祖国戦線中央委員会・最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官・民族評議会・国会の各委員会・国会議長の提案に基づいて、国会常務委員会は、国会に会期次第の変更・補足を決定するよう提出する。

### 第92条 国会会期の召集

1. 国会常務委員会は、定期会期の場合は遅くとしても開会日30日前までに、非常会期の場合は遅くとしても開会日7日前までに国会会期の召集を決定する。

2. 新期国会の第1回会期の召集は、遅くとしても国会議員選挙実施日から60日以内に前期の国会常務委員会によって行われる。

3. 国会召集通知書及び次第の案は、国会議員に送付される。

### 第93条 国会会期に招待される者、国会会期の傍聴

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、政府の構成員、国家会計検査院長官、国会議員ではない、国会が設置する機関の長は国会会期に招待され、自らの担当分野に関わる事項が討議される国会全体会議に出席する責任を負う。招待される者は、自らの担当分野に関わる事項について、国会議長の許可がある場合には発言することができ、または国会議長に要求される場合には発言する責任を負う。

2. 国家機関、政治系組織・政治社会系組織・社会系組織・経済系組織・人民武装単位・報道機関の中央機関の代表、及び国際客が、国会の公開会議に招待されることがある。

3. 国民は、国会の公開会議を傍聴することができる。

### 第94条 国会会期の運営形式

1. 国会の全体会議

2. 会期の内容となる事項について検討・討議をするために、国会常務委員会が開催する会議

3. 会期の内容となり、且つ民族評議会・国会の各委員会の担当分野に属する事項について検討・討議をするために、民族評議会・委員会が開催する会議

4. 会期の内容となる事項について討議する国会議員団、国会議員グループの会議

5. 必要がある場合、国会議長は、国会議員団団長・民族評議会議長・国会の各委員会委員長・及び他の関連する国会議員を、国会の検討・決定に提出される事項の相談に、招待する。
6. 国会全体会議、国会議員団・国会議員グループの会議における国会議員の発言は、いずれも同様の位置づけを持ち、十分に収集・整理され、国会に報告される。

#### **第 95 条 国会会期の主宰責任**

1. 国会議長は、国会会期を主宰し、会期次第の遂行及び国会会期に関する規定の施行を保障する。各副議長は、議長による業務分担に従って、会期の運営について議長を補助する。
2. 新期国会の第 1 回会期において、前期の国会議長は、国会が新期国会議長を選出するまでの会議を開会し、主宰する。

#### **第 96 条 全体会議における表決**

1. 国会は、全体会議において表決により各事項を決定する。国会議員は、賛成投票、反対投票または白票のいずれかを投票することができる。
2. 国会は、次のいずれかの投票手段を適用することを決定する。
  - a) 公開表決
  - b) 非公開投票
3. 本法第 2 条 3 項、第 4 条 4 項、第 40 条 2 項が定める場合を除き、法律及び国会の決議は、国会議員総数の過半が賛成投票した場合に可決される。

#### **第 97 条 国会会期の資料**

1. 国会議長は、国会事務総長、つまり国会事務局長の提案に基づき、会期中に利用される正式資料を決定する。
2. 法案、決議案及びその他の提案は、国会会期開会日の 20 日前までに、国会議員に送付されなければならない。他の資料は、国会会期開会日の 10 日前までに、国会議員に送付されなければならない。
3. 国会議員は、会期中に配布される資料の利用・保管についての規定に従う責任を負う。
4. 国会事務総長、つまり国会事務局長は、会期中に配布される国会議員向けの参考資料について決定する。

### **第 6 章**

#### **国会事務総長、国会事務局、国会常務委員会に属する各機関 及び国会の運営経費**

#### **第 98 条 国会事務総長**

1. 国会事務総長は、国会・国会常務委員会の活動について補佐・助言するため、国会によって選出・解任・罷免される者であり、以下の任務・権限を遂行する。
  - a) 国会・国会常務委員会の活動計画、国会・国会常務委員会の運営に係る手順・手続について、国会議長・国会常務委員会に助言する。
  - b) 民族評議会、国会の各委員会、関連組織・機関と協力し、国会・国会常務委員会によって割り当てられる事項について、決議の草案を起案する。
  - c) 国会事務総長は国会・国会常務委員会の発言者である。国会・国会に属する各機関・国会議員の活動を補佐するため、情報提供・新聞・出版・図書館・博物館・情報技術活用に係る業務を行う。
  - d) 各会期・会議において秘書業務を行い、国会議員の意見を収集・整理し、各会期・会議の議事録を承認、署名する。
  - dd) 国会議長・国会常務委員会によって割り当てられる他の任務・権限を遂行する。
2. 国会事務総長を補佐するのは秘書部である。秘書部の具体的組織・任務・権限は、国会常務委員会が定める。

#### **第 99 条 国会事務局**

1. 国会事務局は、総合助言・事務機関であり、国会・国会常務委員会・民族評議会・国会の委員会及び国会議員を補佐する機関である。

国会事務局は、以下の任務・権限を有する。

  - a) 国会会期、国会常務委員会会議の運営及び国会・国会常務委員会・民族評議会の他の活動について補佐する。
  - b) 国会・国会に属する各機関の公務員、職員、他の労働者を管理する。
  - c) 国会の活動経費を管理する。
  - d) 国会・国会に属する各機関・国会議員団事務所・国会議員の活動を支える条件を保障する責任を負う。法律・国会常務委員会令の草案、法律・国会常務委員会令に関する建議の提出について、国会議員をサポートする。
2. 国会事務総長は、国会事務局長でもあり、国会事務局の活動について国会及び国会常務委員会に対し責任を負う。

国会事務局次長は、国会常務委員会が国会事務総長、つまり国会事務局長の提案に基づいて任命・解任・罷免する。
3. 国会常務委員会は、国会事務局の具体的組織・任務・権限を定め、国会事務局の職員・公務員の定員を決定し、国会事務局の職員・公務員・他の労働者の待遇制度について国会運営業務の特殊に応じて定める。

#### **第 100 条 国会常務委員会に属する各機関**

1. 国会常務委員会は、各分野の具体的な業務について国会常務委員会を補佐するため、国会常務委員会に属する各機関を設置する。
2. 国会常務委員会は、当該機関の組織、任務、権限、職員・公務員・他の労働者の待遇制度について、国会運營業務の特殊に応じて定める。

#### **第 101 条 国会の運営経費**

1. 国会の運営経費は、国会全体の運営経費、民族評議会・国会の各委員会・国会事務総長・国会事務局・国会常務委員会に属する各機関・各国会議員団の運営経費を含むものであり、国会が決定する国家予算の一部である。
2. 国会の運営経費の予算計画・管理・支給・使用は、国家予算に関する法律の定めに従って行われる。

### **第 7 章**

#### **附則**

#### **第 102 条 施行効力**

1. 本法は、2016 年 1 月 1 日から施行効力を有する。
2. 法律 83/2007/QH11 号により一部改正・補足された国会組織法 30/2001/QH10 号は、この法律が効力を持つ日から、失効する。

本法は、ベトナム社会主義共和国の国会第 13 期第 8 回会期を 2014 年 11 月 20 日に通過した。

国会議長  
グエン・シン・フン